

令和5年第2回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和5年2月24日(金)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和5年2月24日 午後2時57分							
閉 会	令和5年2月24日 午後3時44分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	欠席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人		小林 良浩 ・ 加藤 豊						
議事参与		板倉 秀行 ・ 高萩 祐哉						
書 記								

会議事件名

- 議案第3号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第4号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

顛末

令和5年2月24日
開会 午後2時57分

【会長代理】 これより、令和5年第2回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、12名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 議案書の訂正をお願いします。
議案第4号 農地法第5条の規定による転用許可申請 番号5の備考欄に見沼代用水土地改良区と元荒川上流土地改良区で2つありますが、元荒川上流土地改良区のみが管轄となるため、見沼代用水土地改良区は削除をお願いします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号5番 小林 良浩 委員・番号7番 加藤 豊 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第3号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。なお、本議案には〇〇〇農業委員が譲受人となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっておりますことから、〇〇〇農業委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。

(指名された委員の退出)

それでは事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第3号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 2件 6筆

	<p>番号3</p> <p>受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は900日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は11,715.42アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約4キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【岩崎 新一 農業委員】	番号3について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【今井 徹 推進委員】	番号3について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号4について内容説明を事務局にお願いいたします。

<p>【事務局】</p>	<p>番号4 受人は畑作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は450日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は119.39アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約200メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【藤村 徳之 農業委員】</p>	<p>番号4について調査してまいりました。受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【馬場 勝美 推進委員】</p>	<p>番号4について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>

<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第3号について原案のとおり決定いたしました。</p> <p>(退出した委員の入室)</p> <p>続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 2件 4筆 使用貸借権の設定 2件 31筆</p> <p>番号2 受人は、現在市内に家族5人で暮らしています。国土交通省が施行する一般国道17号（上尾道路Ⅱ期）改築工事に伴い、自宅が収用されることになり、代替地を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【加藤 豊 農業委員】</p>	<p>番号2について調査してまいりました。申請地は、水道管、下水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であって、かつ、申請地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在することから、農地区分は第3種農地（原則許可農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>

<p>【塚越 秀夫 推進委員】</p>	<p>番号2について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については区域外流入で下水道管に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【矢部 英利 農業委員】</p>	<p>農地転用面積が571平方メートルとなっているが、これまで500平方メートル以内と聞いているがいかがですか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>基準として概ね500平方メートルとしており、概ねの範囲は550平方メートルまでとしておりますが、今回の案件は農地の残地面積の状況や土地の利用計画等を踏まえ、さいたま農林振興センターとの協議・調整の上で総合的に判断しております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>他に質問はございませんか。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>それでは、次に番号3について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号3 受人は、現在市内で特定非営利活動法人として放課後児童クラブを行っております。今回、児童クラブ利用者の増加により既存児童クラブが手狭となったことから、児童クラブの設置を計画し、場所を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【渡邊 秋夫 農業委員】</p>	<p>番号3について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしてい</p>

	る程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。児童クラブを設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【武井 正夫 推進委員】	番号3について調査してまいりました。申請地には児童クラブを設置するということですが、隣接農地との境界にはブロック及びフェンスを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻 貞夫 農業委員】	NPO法人が児童クラブを運営していくための実現性について、どのように判断したのか伺います。
【事務局】	本案件と関わりのある子育て支援課との協議・調整や、法人の履歴事項全部証明書の「目的等」には学童に関する記載がされていること等から判断しております。
【議長】	他に質問はございませんか。
【武井 正夫 推進委員】	現地に看板が設置されており、すでに許可をされてしまっているのではないかと思いますがいかがですか。
【事務局】	現地の看板については、事務局も確認しており、開発許可を取得するために必要な事前協議の手続きとして開発行為等のお知らせ標識を確認しています。
【議長】	他に質問はございませんか。

【一同】	(質問なし)
【議長】	それでは、次に番号4と番号5について、関連がありますので、一括して内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号4と番号5について一括して説明いたします。 本申請は農地改良とその進入路のための一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号4と番号5について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかしながら、本申請は農地改良とその進入路のための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【関口 正 推進委員】	番号4と番号5について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、農地所有適格法人である〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇が農地を借り受け、麦を作付ける計画となっております。また、一部については自作地として耕作します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第4号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上程します。番号1について、小林良浩農業委員より議案説明をお願いいたします。
【小林 良浩 農業委員】	番号1 この件につきまして、令和5年2月21日に事務局とともに申請地の調査を行いました。本案件の審査対象となる農地は適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことでありますので、適格者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり承認いたします。続いて、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。

